

## 別 添

令和4年(2022年)8月4日  
(修正部分は斜字で表記)

保育利用(2号・3号認定)の保護者各位

札幌市子ども未来局長

## 新型コロナウイルス感染症における保育施設利用者の登園基準の変更等について

## 1 新型コロナウイルス感染症に係る登園基準の見直しについて(8月1日適用)

従来(今年3月24日時点)お示ししていた園児にお休みいただく基準について、オミクロン株の特性や社会経済活動の維持といった国の方針等を踏まえ、以下のとおりとしております。下表に該当する期間は、保育施設をお休みいただくようお願いいたします(利用者負担額(保育料)の日割り返還対象となります)。

園への連絡事由	お休みいただく期間
①登園している <u>お子様が感染した</u>	保健所による療養期間の間(注1)
②登園している <u>お子様が「濃厚接触者」となった</u>	外出自粛(待機)期間(注2)の間
③登園している <u>お子様に症状があり、PCR検査等を受ける</u>	PCR検査等を受けることが決まった日から検査結果(陰性)が確認されるまで ただし、お子様が「濃厚接触者」と特定されていて、症状が出て検査を受けた場合には、結果が陰性であっても②のとおりとしてください。

(注1) 陽性者の療養期間については、保健所の指示に従ってください。

(注2) 外出自粛期間は、原則陽性者との最終接触日を0日目として5日目までですが、陽性者が同居家族で濃厚接触者となった場合には、保健所の指示に従ってください。

(参考:保健所HP <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/noukousessyokusya.html>)

また、社会機能維持者であるか否かに関わらず、2日目及び3日目の抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能です。

乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定しておらず、お子様自身が濃厚接触者の場合には、5日間は待機となります(厚生労働省通知より)。

※ 令和4年7月28日より前の基準(同居家族に濃厚接触者がいる場合、同居家族に症状がありPCR検査を受ける場合)に該当する園児については、登園の制限はありません。

令和4年7月28日より前の基準による保育料の日割り返還は7月末までが対象となります。

## 2 お子様の体調管理等について

上記1にかかわらず、お子様が発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育所等の利用はできませんのでよろしくお願ひします。

(次ページへ続く)

### 3 園への連絡について

各施設では、保護者様からの情報をもとに、陽性者が発生した場合に備えて準備をしておりますので、以下に該当する場合、必ず園に御連絡ください。また、その際には園からのお子様や御家族の症状等の聞き取りに御協力ください。

ア 登園しているお子様が感染、又は「濃厚接触者」となった場合

イ 登園しているお子様がPCR検査等（※）を受けることになった場合

※ここでいうPCR検査等とは、お子様に症状がある場合や保健所の指示または診察した医師の判断で行われるものをいい、会社の指示で受けたなどの場合は含まれません。

### 4 園で感染者が発生した場合

施設職員の多くが新型コロナウイルス感染症の陽性者となった、または、同居家族等の濃厚接触者になり職員体制が整わない場合には、止むを得ず休園する場合があります。

(特定のクラスのみ休園する場合や開園時間を短縮する場合があります。)

この休園対応は、札幌市と園で協議した結果に基づき、札幌市から要請するものとなりますので、あらかじめ御理解いただくとともに、休園する際の早めのお迎え等について御協力くださいますよう、お願いいたします。

なお、休園する場合には、園から直接お知らせいたします。

### 5 園での濃厚接触者の特定について

保育施設においても、企業等と同様に濃厚接触者の特定を行わないこととしました。(令和4年8月4日「保育施設における新型コロナウイルス感染症「濃厚接触者」の特定について」を参照)

日頃から、お子様の体調管理に十分留意していただくとともに、お子様に発熱や呼吸器症状があるなどの体調不良時には登園しないことを徹底していただきますよう、引き続きご協力をお願いいたします。

#### 【担当】

子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 電話：011（211）2986

※ 利用者負担額（保育料）の日割り返還については、  
保育推進課保育料係（電話：011（211）2987）へお願いします。